

令和4年12月13日

各位

財産管理課長
(公印省略)

現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）

「現場代理人の兼務の取扱いの改正について」（令和元年8月1日付、財務課通知）における兼務の取扱いについて、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）公布に準じ、下記のとおり一部を改めますので、通知いたします。

記

1 兼務の取扱い

以下のケースⅠ、ⅡまたはⅢに該当する場合は現場代理人の兼務の申請をすることができる。

- ・ケースⅠ 兼務する各々の工事の請負金額が 4,000 万円未満（建築一式は 8,000 万円未満）であって、次の①～③を全て満たす場合
 - ①越前市発注工事
 - ②工事現場がすべて概ね10kmの範囲内
 - ③兼務できるのは、5つの工事まで。ただし、災害復旧工事（応急復旧工事を含む。以下同じ。）、工事として発注する草刈、樹木剪定の現場代理人の兼務については兼務できる工事の件数に含めない。

- ・ケースⅡ 兼務する工事に請負金額が 4,000 万円以上（建築一式は 8,000 万円以上）の工事が含まれ、かつ、①および②を満たす場合
 - ①越前市発注工事
 - ②密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設事業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合であって、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる場合に該当するとき。

- ・ケースⅢ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、次の①～③を全て満たす場合
 - ①越前市発注工事
 - ②工場製作のみが行われている期間であること。
 - ③同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であるとき。

2 現場代理人の兼務の申請

工事請負者は、1（兼務の取扱い）に該当する場合、現場代理人の兼務を別添（様式 - 1）により越前市に申請することができる。

3 現場代理人の兼務の承認

工事発注課は、2（現場代理人の兼務の申請）の申請があり、工事施工に支障がないと認めた場合はこれを承認するものとする。

4 承認決定の通知

工事発注課は、現場代理人兼務申請書を受理した場合、速やかに現場代理人の兼務申請の承認について書面（様式 - 2）で工事請負者に回答するものとする。

5 施行時期

令和5年1月1日から施行し、施行日において現に契約中の工事における現場代理人が、その他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取扱いによるものとする。